

委提第4号

学校給食費の無償化を求める意見書

会議規則第14条第2項の規定により、学校給食費の無償化を求める意見書を次のとおり提出する。

令和5年9月26日 提出

提出者 総務文教常任委員長 諏訪 幸 男

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

学校給食費の無償化を求める意見書

令和2年度の内閣府 子ども・子育て本部の「少子化社会に関する国際意識調査報告書」によれば、育児を支援する施策として何が重要かという質問に、日本では、「教育費の支援、軽減」が69.7%と最も高くなっています。

日本国憲法第26条第2項では「義務教育は、これを無償とする。」と定めていますが、教材費や修学旅行費などは実費、学校給食法に保護者の負担と定められている学校給食費は家計に重いものとなっています。

現在、歯止めのきかない少子化と子どもの貧困が問題となっており、様々な物価の高騰が子育て世帯の家計を直撃しています。このような社会経済状況のもと、全国の自治体では、子育て支援や少子化対策、経済支援として、また「食育」として、学校給食費を無償にする動きが広がっており、埼玉県においても多くの自治体が国の交付金などを活用し、学校給食費の無償化に踏み出しています。北本市においても、令和5年度の学校給食費の完全無償化が実現しています。しかしながら、無償化の継続には、食材料費の高騰などによって自治体財政を圧迫し、将来にわたり大きな負担になることが懸念されます。

内閣府の平成28年第3回経済財政諮問会議において、子ども・子育て世帯の支援拡充として学校給食費の無償化が打ち出されています。保護者負担の原則を定める学校給食法の見直しを行い、国の責任において、全ての地方自治体が学校給食費の無償化を実施できるよう、財政措置を講じるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣